

平成21年4月9日

報道発表

浜松市環境部
産業廃棄物対策課 許可審査グループ
053-453-6110 石原 昌明



産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定により、許可の欠格要件に該当することとなった産業廃棄物処理業者の許可を取消す行政処分を行った。

1 被処分者

名 称 小野 裕介
住 所 滋賀県大津市仰木六丁目8番9号

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

3 処分年月日

平成21年3月31日

4 処分理由

被処分者は、法第14条の3の2に基づき、平成21年3月2日付けをもって滋賀県知事から産業廃棄物処理業の許可取消し処分を受けた。

これにより、同人は、法律で定める欠格要件に該当するに至ったことにより、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した。

5 その他

被処分者は、法第14条第5項第2号ロに規定する欠格要件に該当したことによる。